

病床数適正化緊急支援事業について

令和8年8月6日

広島県健康福祉局医療政策課

病床数適正化緊急支援事業について

R7補正予算額：3,490億円

対象となる医療機関

- 令和7年12月16日（R7補正成立）から令和8年度末（事業終了年度末）までに申請した医療機関であり、令和8年度末までに病床の削減を行う医療機関を対象とする。その他、以下の場合も対象とする。
 - 令和6年度補正予算において申請を行った医療機関であって、支援対象とならなかったが、令和6年12月17日（R6補正成立）から令和7年9月30日の間に病床を削減した医療機関
 - 自由民主党、日本維新の会、公明党による3党合意を踏まえて実施した調査（令和7年8月から9月にかけて実施）において病床を削減予定と回答した医療機関であって、既に病床を削減した医療機関

病床の考え方

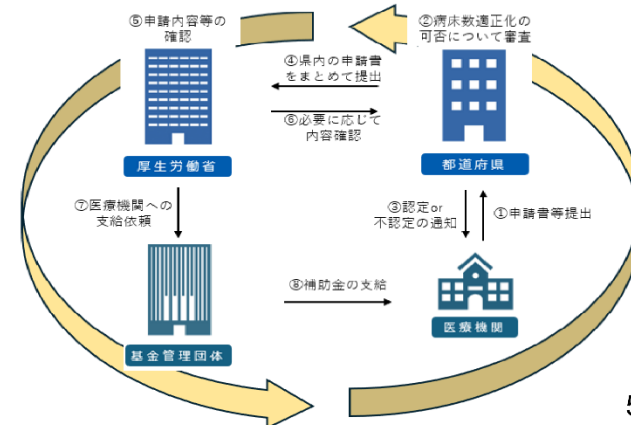
- 医療機関の設置主体、経営状況は問わない。（R6補正時は赤字医療機関のみ対象）
- 申請時（削減済のものは、削減時）における稼働・休床の別で、単価（稼働：410.4万円、休床：205.2万円）を決定する。
- 感染症法に基づく確保病床を有している場合は、目標病床数からの余剰分のみ削減可能とする。
- 以下の場合、地域医療構想調整会議等において、代替する在宅・外来医療等の対応や、他医療機関における患者の受入に係る調整等を踏まえての議論を経た上で、支給要否を決定する。
 - 申請病床の合計が100床を超える場合
 - 入院医療を継続しない場合
 - 廃院する場合等 ※小児周産期に係る病床は引き続き対象外

実施時期

必要な事務処理体制を構築した上で、医療機関から都道府県への申請は、6月23日から開始し、7月上旬を締め切りとして事業を開始する予定。なお、当該事業は複数回の申請期間を設ける予定としている。

その他

- 医療機関は都道府県に申請を行い、都道府県により内容を審査。都道府県の事業として実施するものが厚生労働省に提出され、支払いは基金管理団体から医療機関に対して実施。
- 昨年成立した医療法等改正法により「都道府県は、医療機関が前項に規定する事業に基づき病床数を削減したときは、（略）基準病床数を削減するものとする。」とされていることから、削減病床数に応じた基準病床数の削減を行う。



申請状況及び今後の流れ

1 申請状況（審査中を含む）

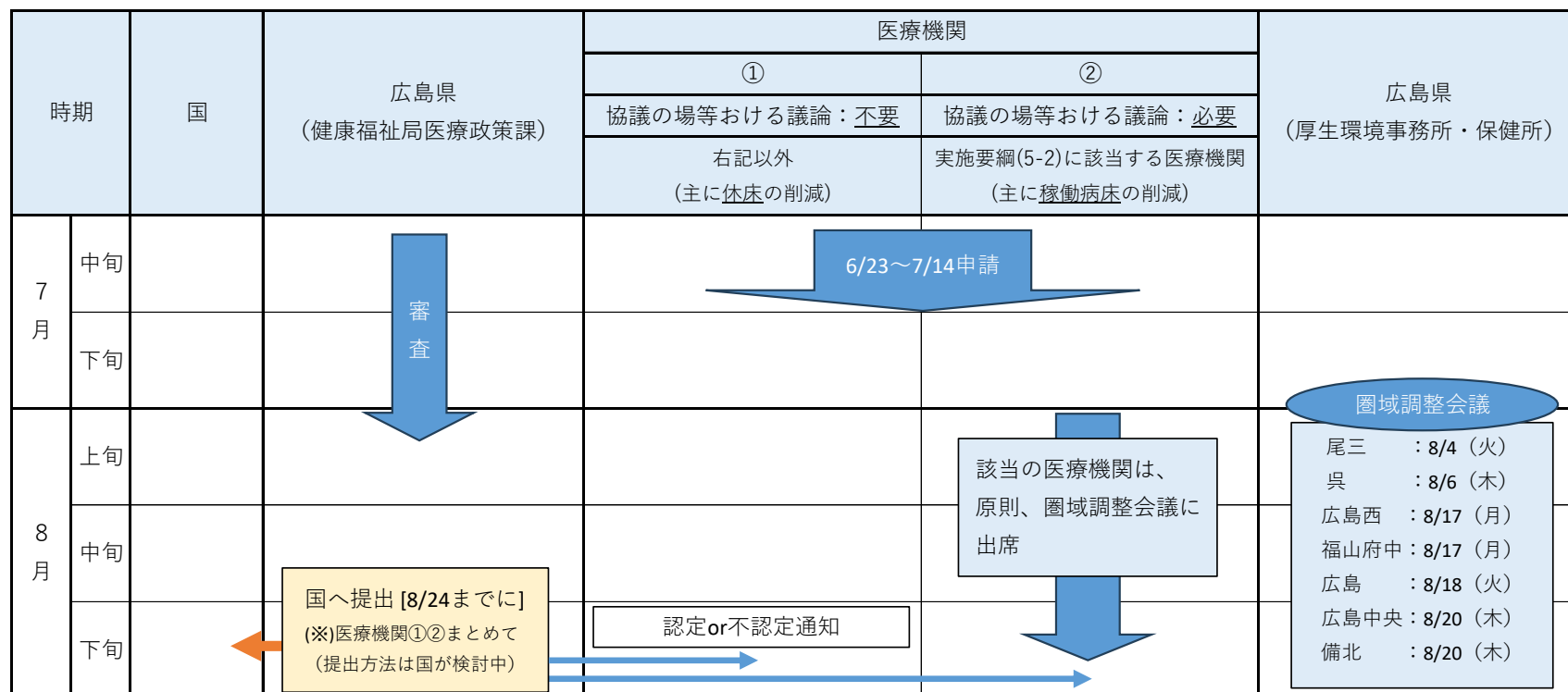
一般・療養病床 53医療機関 1,051床（うち稼働病床562床、休床489床）
 精神病床 8医療機関 257床（うち稼働病床156床、休床101床）

（※）申請時点で既に削減済の病床を含む。

（※）医療機関数には、一部重複（一般・療養病床と精神病床の両方を申請した医療機関）あり

2 今後の流れ

協議の場等における議論が必要な申請（主に稼働病床の削減）については、圏域調整会議において議論を行い、8月24日までに県から国へ提出する。



（※）精神病床については、広島県健康福祉局疾病対策課において、別途「協議の場」を設け、議論を行う。